

東北地方太平洋沖地震および津波

保険金請求に関するアクションプラン10か条(初期段階)



以下に記載いたしました各項目はあくまでも一般的なアドバイスです。すべての保険金請求は、事故についての事実関係や具体的な保険約款の内容と保険会社のその約款に関する解釈に基づいて取扱われます。

1. 損害の可能性のある事象を発見した場合は、とりあえずの報告であったとしても、直ちに貴社を引き受けている保険会社の担当者にお知らせ下さい。
2. 保険金請求に関連する可能性のある費用はできる限り詳細に記録して下さい。また、保険金請求に影響を及ぼす可能性のありそうな貴社の判断については全て保険会社に報告して下さい。可能な限り写真やビデオを撮り、資料の原本を残しておいて下さい。損害額を算定するために必要となりますので、可能な限り被害を受けた財物や機器を保存しておいて下さい。
3. 保険会社および保険会社の貴社担当者と十分に連携の上、保険会社が指名した損害査定人(アジャスター)と早急に連絡を取ることが重要です。(ご契約の保険代理店あるいは保険ブローカーがサポートいたします)。しかしながら、求められた情報であっても、貴社がその資料の提出の理由について十分理解できない場合は、全てを提供する必要はありません。もし疑問に思った場合は、ご契約の保険代理店、保険仲立人の保険請求担当のアドバイザーにご相談下さい。
4. 実施される全ての損害軽減策について、可能な限り保険会社に十分な理解と同意を得ておくことが大変重要です。保険会社は保険金請求に影響がある場合、意思決定に参加することを求めるでしょう。その目的は、保険金請求の後期段階で見解の相違が発生することを回避するためです。
5. できるだけ早く、貴社の保険金請求が可能な適切なカバーが付保されているか否かを確認することが重要です(これを確認する一つとして仮払いを保険会社に対して請求するという方法があります)。
6. 貴社の保険金請求の内容が全てカバーされることを確認するまでは、保険会社が主張する補償の範囲について如何なる発言も行わないようにして下さい。
7. 必要に応じて、貴社の保険金請求作業について貴社独自に専門家の支援を得て下さい。保険会社は、彼ら自身のために、損害査定人と連携して作業を行う保険会社指定のエンジニア、会計の専門家を手配することが可能です。貴社は、貴社のために働く専門家、特にクレームコンサルタントや会計の専門家を手配することを勧められるかもしれません。そのような専門家の費用が「保険金請求準備費用」として保険上補償可能か否かを確認して下さい。
8. 貴社の保険アドバイザーにご相談いただき、下記の項目に関する適切な作業工程を設定して下さい。
 - 8.1 打ち合わせの日程
 - 8.2 情報交換
 - 8.3 中間支払
 - 8.4 損失軽減措置
 - 8.5 保険金請求完了(最終合意)
9. 全ての費用が保険でカバーできると考えず、保険を付保していなかったつもりで、慎重に行動して下さい。
10. 積極的な気持ちを持って、重圧に負けず、落ち着いて行動して下さい。

詳細につきましては、マーシュの営業担当者もしくはご相談窓口までご連絡下さい。

ご相談窓口
 電話番号：03-5334-7960
 Eメールアドレス：jp.claim-notice@marsh.com

マーシュジャパン株式会社 東京本社 03-5334-8200 (代表)
 大阪支社 06-6231-9055 (代表)
 マーシュブローカージャパン株式会社 03-5334-8290 (代表)
 www.marsh-jp.com